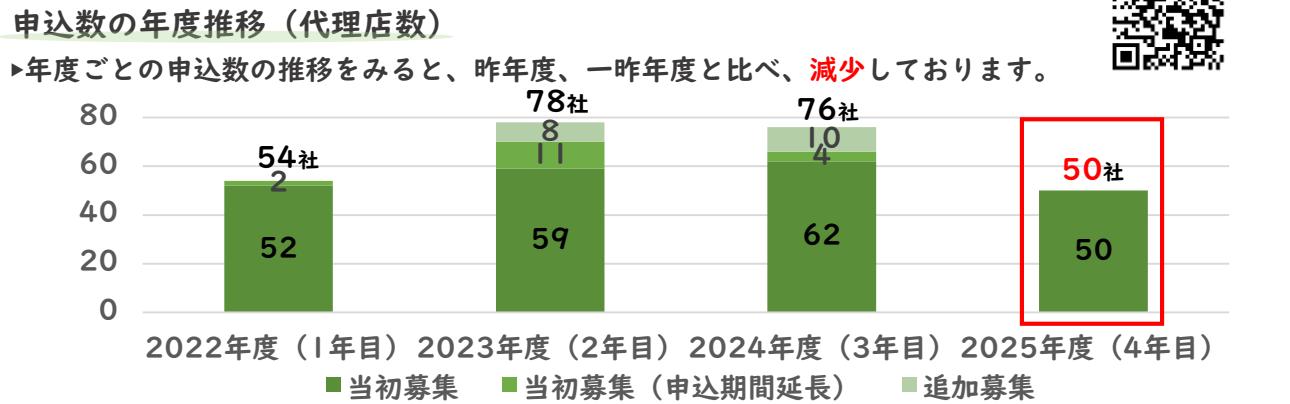


# 1. 2025年度の業務品質評価運営

第19回代理店業務品質検討WG（5月21日開催）において、**検討WGのあり方や、業務品質評価運営について議論を行いました。**

## ①今年度の申込代理店と認定代理店の状況

○2025年度の業務品質調査 初回調査の申込は**50社**でした。  
 ○申込込期間終了後も複数の代理店から次回調査の申込みについてご照会をいただいたことから、**追加募集を実施**いたします。



規模別代理店状況

▶100名以上の代理店が対象代理店のうち**約21%**と認定または受審が進んでいる一方で、**20名未満の代理店の認定または受審が進んでいない状況**です。

代理店	募集人数	100名以上	50~99名	20~49名	10~19名	10名未満	合計
1 乗合法人代理店（※）	342社	332社	884社	1,981社	12,454社	15,993社	
2 22年度 認定代理店	24社	4社	6社	3社	2社	39社	
3 23年度 認定代理店	25社	5社	3社	3社	2社	38社	
4 24年度 認定代理店	8社	6社	9社	8社	2社	33社	
5 25年度 調査申込代理店	17社	8社	13社	9社	3社	50社	
6 認定+調査申込代理店	74社	23社	31社	23社	9社	160社	
代理店占率（6÷1）	21.6%	6.9%	3.5%	1.2%	0.1%	1.0%	

## ②業務品質評価運営等について

本運営も**4年目**を迎え、当初想定していなかった課題が顕在化しています。環境変化を反映した評価基準の改正、実効性の高い調査を実施していくため、様々な論点にて議論いただきました。

**評価基準の適切性や強化すべき基準等**

▶現在の業務品質評価基準は基本：135項目、応用：61項目/合計：196項目としております。評価基準の適切性、強化すべき基準等についてご意見をいただきました。

- ・**現行の基準は重要事項を的確に押さえており、内容としては過不足なく適切**だと思う。ただし、構成や項目の整理・見直しは今後の検討事項とする必要があるであろう
- ・基準について「法令」、「監督指針」に関する箇所は強化すべき。また、重要な項目は**PDCAの「CA」まで入れ、確認を行うという工程が必要ではないか。**

## 定期調査後の更新調査サイクルについて

▶定期調査後の更新調査サイクルを2年から4年に延長する案についてご意見をいただきました。  
 （生命保険乗合代理店業務品質評価運営要領より抜粋）

・まずは定期調査がしっかりとPDCAの実態をチェックできる調査を実施するのであれば、**初回の後の定期調査を達成した代理店はそう簡単に態勢整備が劣化することはなく、サイクルを延長しても問題はないだろう。**

・定期調査後の更新調査は**チェック項目を絞り、モニタリングする**というやり方でも相互の負担は減らせる。各社によって力を入れている箇所やモニタリングする箇所は違いうため、そこをチェックしていけばよいのではないか。

年数	調査の種類	評価結果の有効期間
1年目（22年度）	初回調査	3年間
2年目（23年度）	更新調査	
3年目（24年度）	更新調査	
4年目（25年度）	<b>定期調査</b>	3年間
5年目（26年度）	更新調査	
6年目（27年度）	更新調査	
7年目（28年度）	<b>定期調査</b>	

## 調査のあり方について

▶現在の調査体制や評価基準において今後の調査のあり方等のご意見をいただきました。

- ・昨今の不適切事案を鑑みると、今後オンサイト調査で経営者だけでなく募集人に対してもヒアリングも行う等、**オンサイト調査の運用面に対しては再考の余地がある**と考える。
- ・外形的な調査になっているため、**代理店の実態まで踏み込んだ調査体制の構築が必要**だと考える。また、保険会社と連携しながら代理店への指導強化を行い、実態を正確に把握できる体制を整えるべきだと考える。

## その他のご意見・ご要望

- ・本運営の目的の一つに、消費者が代理店を選定するにあたって有用となる情報を提供することがあると思うが、**現時点では消費者への認知が十分に広がっていない**と感じている。保険会社と協力して本運営の認知拡大に取り組む必要があるのではないか。

## ③保険業界の直近の動きについて

金融庁より**法人保険における「保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動」**について**コメント**をいただきました。全代理店に関連する内容であり、必ずご確認ください！

## 2. 協会からのお知らせ

金融庁より「**保険会社向けの総合的な監督指針**」の一部改正案が公表されました。

<主な改正項目>

- ・保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止
- ・保険代理店等に対する不適切な出向の防止
- ・顧客等に関する情報管理態勢の整備 等

業務品質評価運営においても適切な対応（代理店において求めるべき対応について適時適切に業務品質評価基準に盛り込むこと等）を検討していきます。

「業務品質評価基準（基本項目）の達否に影響する、またはそのおそれのある事象」が発生した場合は、運営要領上の<認定代理店の義務>に基づき、速やかに生保協会に報告してください。